

第五十五回国会 商工委員会 議 録 第 二 号

昭和四十二年三月二十二日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 鴨田 宗一君

理事 中川 俊思君

理事 麻生 良方君

理事 稲村左近四郎君

理事 岡崎 英城君

理事 神田 博君

理事 坂本三十三次君

理事 白濱 仁吉君

理事 武藤 嘉文君

理事 岡田 利春君

理事 多賀谷貞稔君

理事 永井勝次郎君

理事 古川 喜一君

理事 吉田 泰造君

理事 岡本 富夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

國務大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

公正取引委員長 北島 武雄君

委員長 黒河内 透君

土地調整委員長 黒河内 透君

委員長 鳩山威一郎君

委員長 官房長 財前 直方君

委員長 官房會計課長 中西 一郎君

委員長 官房會計課長 生活局長 中西 一郎君

委員長 通商産業政務次官 宇野 宗祐君

委員長 通商産業大臣官房長 大慈彌嘉久君

通商産業大臣官房會計課長 矢島 嗣郎君  
通商産業省重工業局長 高島 節男君  
中小企業庁長官 影山 衛司君

三月十六日

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

本日の会議に付した案件  
プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

通商産業の基本施策に関する件  
経済総合計画に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件  
鉱業と一般公益との調整等に関する件

○島村委員長 これより会議を開きます。  
通商産業大臣、経済企画庁長官の出席がありません。暫時休憩いたします。  
午前十時四十六分休憩

午後一時開議  
休憩前に引き続き会議を開きます

菅野通産大臣から通商産業の基本施策について所信を承ることといたします。通商産業大臣菅野和太郎君。

○菅野國務大臣 私は昨年十二月、はからずも通商産業大臣の大役を仰せつかったのであります。が、まことに浅学非才でありまして、はたしてこの大役を果たし得るかどうかという点について非常に反省もいたしておりますが、委員各位の御支援、御協力を特にお願ひ申し上げたいと思ひます。

本日のこの委員会に際しまして、今後の通商産業政策の基本的方向と重点施策について御説明申し上げますと同時に、御理解と御協力を要請するものであります。私も着任以来責任の重大さを痛感いたしております、今後とも全力をあげて努力いたしたいと存じますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

最近のわが国経済の動向を見ますと、景気はきわめて順調に上昇を続けており、工業生産の伸びも引き続き高水準で推移しております。このような経済拡大の背景としては、個人消費の堅調や在庫投資に加えて、特に民間設備投資の急速な立ち直りを指摘することができますが、この経済の上昇基調は、昭和四十二年度にも引き継がれ、さらに拡大の方向をたどるものと考えられます。反面、卸売り物価は強含みに推移しており、消費者物価の騰勢には依然無視できないものがあります。

また、貿易の動向を見ますと、輸出の伸びの鈍化、輸入の増加という最近の動きには注意を要します。

したがって、今後わが国経済が長期にわたり安定した発展成長を維持していくためには、国際収支及び物価の動向に細心の注意を払うとともに、情勢の推移に応じて適時適切な措置を講じ、経済

がいたずらに拡大し、過熱の弊害を招くことのないようにすべきだと考えております。ただ、これに関連して申し上げたいのは、民間の設備投資は、操業度の現状から見て、物価の騰勢を押え輸出余力を確保するため、また資本自由化を控え国際競争力を強化するため、さらには中小企業、流通機構の近代化をはかるために、不可欠なものが少なくないので、これを一律に抑制するような措置はとるべきでないと考えております。しかしながら、こう考えるだけになおさら民間経済界におかれましては、良識ある投資態度をとられるよう強く期待するものであります。

このように経済が運営されることにより、わが国経済は引き続き順調な成長を遂げ、産業の長期的発展と国民生活の一そうの充実が実現することを確信するものであります。

当面の経済情勢及びこれに対する考え方は以上のとおりであります。次に昭和四十二年度の通商産業政策について申し上げます。

昭和四十二年における通商産業政策は、激動する内外の経済情勢に対処し、特に資本取引の自由化をはじめとして一そうの進展が予想される開放経済体制下において、わが国経済の発展成長をはかるため、長期的な構想の上に立って産業発展の基礎を固め、国民生活の充実に資することをその基本方針として、各般にわたる施策を進めたいと考えております。

このため、通商産業省の一般会計予算につきましては、四十一年度の約八百三億円に対し、昭和四十二年度におきましては、約四〇〇億増の約一千二百二十五億円を計上するとともに、通商産業省関係の財政投融资計画につきましても、四十一年度当初計画に比べ約二三億増の約七千三百十五億円を計上することといたしました。また、所要の法律案を御審議いただくべく、すでに一部のものは

国会に提出いたしてあり、その他のものにつきましても現在準備いたしてあります。

これらの施策によりまして、私は、ようやく長い不況を脱却して一その発展への段階にあるわが国経済の基盤を固めて、産業の国際競争力の強化につとめ、開放経済体制下において、長期にわたる経済の発展成長を維持してまいる所存でございます。また、これと同時に、経済の発展に伴い、国民生活の一その充実をはかるべく、公害対策、流通、消費者行政等の充実にも力を注いでまいりたいと考えております。

それでは以下重点項目ごとに施策の概要について御説明申し上げます。

重点の第一は、資本取引の自由化を控えていることとあります。産業の構造改善であると考えております。

わが国産業の現状を見ますと、企業規模、設備規模、技術水準等の面において、欧米諸国に立ちおくれを示している分野が多く、また過当競争から設備能力の過剰、企業体質の弱体化を招く等の問題を内包してあり、加えてわが国は、国際経済社会の一員として、経済の全面的な国際化に対応していかなければならない立場に置かれております。他方、最近の欧米諸国は、国際競争力の強化のため、産業の再編成、合理化投資、技術開発を大規模に進めつつあります。

このような内外の諸情勢に対処して、わが国経済が長期にわたり安定した発展成長を維持していくためには、産業全体の構造改善を積極的に促進し、わが国産業の国際競争力を格段に強化する必要があるとあります。もちろん、構造改善を推進する主体は、産業界自体であります。政府としても、国民経済的視野に立脚して、その向かうべき方向を示すとともに、財政、金融等の面で所要の促進措置を講ずるものとします。

このため、四十二年度におきましては、産業の構造改善に必要な資金を供給するため、乗用車工業、特殊鋼業、石油化学工業等につきまして、日本開発銀行融資の強化拡充をはかることとした

ております。

特に繊維工業につきましては、予算を大幅に増額するとともに、繊維工業整備促進協会を改組してその組織、機能を強化し、その施策を統一的効果的に行なわしめることとする等、画期的な構造改善対策を講ずることとしたしてあります。

重点の第二は、中小企業対策であります。

わが国の中小企業は、国際的には発展途上国の激しい追い上げ、国内的には労働力需給の逼迫等、きびしい環境にさらされており、これに加えて消費者物価の安定のためにも、強力な中小企業対策が望まれております。このため、従来の諸施策を一そう推進するとともに、新たに中小企業構造の高度化のための画期的施策を展開することといたしてあります。

すなわち、現行の高度化資金特別会計と特殊法人日本中小企業指導センターを発展的に解消し、両者を統合して中小企業振興事業団を設立し、協業化、共同化を中心とする中小企業の構造改善事業に投入して、構造改善を強力に推進することといたしてあります。また、政府系中小企業金融機関に対する財政資金の大幅な投入、信用補充制度の整備充実、個人事業者における完全給与制の実施、協業組合制度の創設等、中小企業対策を画期的に拡充強化することといたしてあります。

重点の第三は、技術開発の問題であります。

本格的な開放経済体制下において、産業の国際競争力の真の基盤をなすものは独自の技術開発力であると信じます。欧米諸国はすでに第二、第三の技術革新を進めつつありますが、これに対処して、わが国産業の自主性を保持しつつ、その国際的地位を高めるためには、独自の技術開発力をつちかうことが何にも増して必要であります。

このため、四十二年度におきましては、四十一年度から発足した大型プロジェクト研究開発制度につきまして、予算規模を十億円から二十七億円に引き上げるとともに、新規テーマとしてオレフィン等の新製造法を追加する等、これを拡充強

化することといたしてあります。また、民間の試験研究を拡大するための新たな税制上の助成措置を講ずるとともに、国立試験研究機関を充実することとして、中でも自動車安全技術、産業公害防止技術等について特段の措置を講ずることといたしてあります。

さらに、昨年来国際的な評価を得つつあるY S 11の量産対策の推進、日本電子計算機株式会社に対する開銀融資の特利適用等を通じて、いわゆる技術的最先端産業の育成振興をはかる所存であります。

重点の第四は、貿易と経済協力であります。

流動する国際経済環境のもとで、わが国経済が持続的発展を遂げるためには、貿易の振興により国際収支の天井を高めることがどうしても必要であります。特に最近の経済動向は、一段と輸出の伸長につとめる必要性を増大しております。また、先進国の一員としても、発展途上国側の片貿易は正及び援助の増大についての強い要請にこたえていかなければならないと考えます。

このような観点から、日本輸出入銀行資金の拡充、日本貿易振興会の事業の充実等により、輸出の伸長につとめるとともに、新しい時代の世界貿易体制に即応する人材を養成するため、昭和四十三年十月開校を目途に、貿易大学の設立準備を推進することといたしてあります。

また、経済協力につきましては、海外開発輸入促進事業の拡充をはじめ、引き続き施策の充実につとめたいと考えてあります。

重点の第五は、産業立地、産業公害の問題であります。

御承知のように、大気汚染や水質汚濁などの産業公害は、大都市や工業地帯を中心に大きな社会問題となっております。政府が公害対策基本法案をこの国会に提出することといたしてあります。この公害問題の解決に本格的に乗り出そうとしていくからにはかなり不都合な通産省としても、経済の発展と国民生活の調和をはかるといふ観点から、本法案の策定に積極的に関与してまいら

ころであります。公害対策を真に実効あらしめるため、産業界の実態を的確に把握した上で、必要な規制は行なうが、思い切った助成措置もあわせ講ずるといふ基本的態度で、今後とも積極的に公害防止のための施策を進める所存であります。

公害問題と関連する重要な問題に工業立地の適正化があります。産業の特定地域への集中または無秩序な立地により生ずる過密、公害等の諸弊害を防止、解消し、国民生活と調和のとれた産業の発展を確保することを目的として、工業立地適正化法を制定することとし、現在関係各省との意見調整その他準備を進めてあります。

また、工業用水道事業費の補助率の引き上げ、超先行的な水源確保に対する補助制度の新設等立地環境の整備をはかることといたしてあります。

重点の第六は、総合エネルギー政策であります。

産業の発展と国民生活の向上のための基礎であるエネルギーにつきましては、その低廉かつ安定的な供給を確保するため、長期的、総合的観点に立った総合エネルギー政策を推進する必要があるとあります。このため、先般の総合エネルギー調査会の答申の趣旨に沿って、各般の施策を講ずることといたしてあります。

まず石油につきましては、エネルギー供給の中で圧倒的地位を占めておる事実と、そのほとんどすべてを海外に仰いでおる状況にかんがみまして、石油開発公園を設立して海外石油開発を強力に推進する方針であります。また、わが国石油産業の自主性を確保するための施策を充実させてまいる所存であります。

石炭鉱業につきましては、その長期的安定をはかるため、昨年七月の石炭鉱業審議会の答申及びこれを受けた閣議決定に即して、新しく石炭対策特別会計を設けて、経営基盤の強化、安定需要の確保等につきまして、抜本的対策をとることといたしてあります。

原子力につきましても、その準国産エネルギーとしての地位、最近における経済性の向上等か

ら、その積極的な開発につとめる必要があると考  
えます。

重点の第七は、流通、消費者行政であります。  
さきにも申し上げましたように、国民生活を充  
実させるため、経済の発展と国民生活の調和をは  
かることは、通商産業政策の基本であります。来  
年度におきましても、物価対策の観点を中心とし  
て、流通部門の近代化等の施策を強力に推進する  
とともに、消費者保護のための行政をさらに拡充  
いたしたいと考えております。

このため、流通機構の近代化、割賦販売制度の  
整備、商品取引所制度の改善等、流通、消費者行  
政を推進することといたしております。

最後に、日本万国博覧会について、一言触れて  
おきたいと存じます。御承知のように、日本万国  
博覧会はアジアで初めて開催される文化的大事業  
として、ぜひとも成功させなければならぬ行事  
でありまして、政府としてもできるだけの協力を  
したいと考えております。このため、会場建設の  
補助金として事業費の三分の二を計上いたしてお  
りますほか、財政、税制面等の措置をとることと  
いたしております。この世界的行事をそれによさ  
わしい企画と規模で成功させるよう、関係各位の  
御協力をお願いする次第であります。

以上、今後における通商産業政策の重点事項を  
中心として、私の考えを申し述べたのであります  
が、今後ともわが国の産業経済の発展と国民生  
活の充実のために全力を傾注する覚悟でございま  
す。一そこの御協力、御援助を特にお願い申し上  
げます。

○島村委員長 次に、宮澤経済企画庁長官から経  
済総合計画についての所信を承ることといたしま  
す。経済企画庁長官宮澤一君。

○宮澤閣務大臣 先般経済企画庁長官に就任いた  
しました。何とぞよろしくお願いいたします。

最近の経済情勢並びに今後の経済運営について  
は、先般の経済演説において明らかにいたしました

ところでございますが、本委員会において、重ねて  
所信の一端を申し述べたいと存じます。

わが国経済は、昨年来、予想を上回る拡大を続  
けておりますが、四十二年度におきましても、個  
人消費支出、民間設備投資、在庫投資など、国内  
需要の堅調が予想され、鉱工業生産もかなりの伸  
びが見込まれるなど、根強い上昇基調にあると考  
えます。

今後の経済運営にあたっては、物価及び国際収  
支の動向に細心の注意を払い、機を逸することな  
く、金融面、財政面その他の施策を講ずることな  
り、経済の過熱を未然に防止する考えでござい  
ますが、民間経済界においても、特に設備投資に  
ついて、節度ある態度をとられるよう強く期待い  
たすものでございます。

このように経済が慎重に運営されるならば、四  
十二年度においても、実質九〇程度の安定した成  
長を期待することができると存じます。

わが国の輸出は、近年目ざましい伸展を示し、  
いまや年間百億ドルの規模に達しました。しか  
し、四十二年度においては、世界貿易の拡大の鈍  
化、国際競争の一そこの激化などにより、従来の  
ような輸出の伸びを期待することはなかなか困難  
でございます。一方、国内経済の拡大に伴い、輸  
入は引き続き相当の増加が見込まれますので、国  
際収支の先行きには注意を要するものございま  
す。

為替銀行の対外資産、負債の状況は、三十九年  
秋以来著しく改善されておりますので、今日の国  
際収支の問題には、数年前とは異なつたものがあ  
るといふこともできません。しかし、為替銀行  
は、いまだ対外的には負債超過の状況にありま  
す。また、今後、輸出延べ払い信用の増大が見込  
まれない限り、対外経済協力を積極的に推進して  
いかなければならぬことを考えますと、貿易収  
支では相当の黒字を継続的に確保していく必要が  
ございます。このような観点から見て、国内の景  
気動向に左右されず、安定した輸出市場を確保す  
るよう、輸出の振興には、今後とも格段の努力が

必要と存じます。

当面、最も問題となつております消費者物価につ  
きましては、本年度は、ほぼ五〇の上昇にとどま  
る見込みであります。その上昇基調には依然根  
強いものがございます。四十二年度におきまして  
は、物価対策を一そこの強力に推進することによ  
り、四・五〇程度の上昇にとどめたいと考えてお  
ります。

物価を安定させるためには、農業、中小企業な  
ど生産性の低い部門の生産性の向上、流通機構の  
改善、公正な価格形成のための競争条件の整備、  
労働力の有効利用など、各般の施策を総合的に実  
施する必要があります。四十二年度予算におい  
ては、農業の生産基盤の整備と構造対策の拡充、  
中小企業の近代化、協業化の推進などの施策を充  
実するとともに、競争条件を整備するため、公正  
取引委員会の機構を拡充することといたしており  
ます。当面重要な農林水産物の価格安定につきま  
しては、野菜の集団産地の育成、肉牛対策の拡  
充、中央卸売り市場及び公設小売市場の整備、産  
地及び消費地向け流通情報の提供などの施策を推  
進することとしております。さらに、中央、地方  
を通じての消費者保護及び消費者教育を一そこの充  
実したものにすため、消費生活モニターを設置  
することといたしております。

卸売り物価につきましては、本年度は、非鉄金  
属、木材等の値上り、さらには、景気上昇に伴う  
工業製品価格の値上りなどにより、四〇程度の上  
昇になると見込まれますが、四十二年度におきま  
しては、供給力の増大等により、比較的安定した  
推移をたどるものと考えます。

総理大臣は、先般の施政方針演説において、賃  
金と生産性、賃金と物価の関係についても真剣に  
考えるべき段階にあると申されましたが、名目賃  
金よりも実質賃金を重視し、国民経済の視点に  
立って、物価、賃金、所得の問題を考慮すること  
が必要になってきているのではないかと存じます。

しかし、この問題は、なかなかむずかしい問題  
でございますので、今後慎重に検討してまいる所  
存でございます。

なお、政府は、今般、各界の学識経験者からな  
る物価安定推進会議を設けまして、総理大臣を中  
心に、関係大臣が一体となって、物価安定対策を  
強力に推進することといたしました。

次に、地域開発について申し上げます。  
国土の均衡ある発展と地域格差の是正をはかる  
ため、政府は、地域開発諸施策を総合的に進めて  
おります。特に、地方における工業拠点として、  
新産業都市や工業整備特別地域の育成につとめて  
いることは、御承知のとおりであります。これ  
らの地区の工業生産や施設整備などは、基本計画  
に示された線に沿って、おおむね順調に進んでい  
ると存じます。一方、山村、離島などにつきまし  
ては、地域の特性に応じた産業の振興をはかると  
ともに、特に、道路、漁港、国土保全施設、生活  
環境施設などの社会資本の充実に重点を置いて施  
策を進めております。

しかしながら、これらの地域開発施策の基本と  
なる全国総合開発計画は、策定後五年を経、その  
後の地域経済の動向は、計画策定時とかなり異  
なつてきておりますので、長期的な視点に立っ  
て、新しい全国総合開発計画の策定を行なうこと  
も、地域開発制度の体系的な整備充実にもつと  
めてまいりる考えでございます。

なお、産業の開発と人口の増加に伴い、水資源  
の確保並びに水質保全の必要性がますます高まっ  
てきている現状にございますが、今後、特に、重  
要河川における水資源の総合的な開発を積極的に  
推進するとともに、公共用水域における汚濁防止  
のために一そこの努力をいたす所存でございます。

政府は、去る十三日、経済審議会の答申に基づ  
き、経済社会発展計画を決定いたしました。

この計画は、昭和三十年代の成長過程において  
生じた各種の不均衡を是正しながら、経済の国際  
化、労働力不足の本格化、都市化の一そこの進展  
という四十年代の内外にわたる環境変化に適応し  
て、経済の一そこの発展と国民生活の充実、向

上を表現することを目的としております。この計画におきましては、昭和四十二年度から四十六年度までの五カ年間に、年平均八%程度の経済成長を維持することとし、計画期間の終わりに消費物価の上昇を年三%程度までに低下させるとともに、経済の効率化と社会開発の一そのの推進をはかることを重点政策課題としております。さらに、輸出の振興、自主技術の開発、人的能力の向上等の施策を推進し、経済の長期的成長条件の整備につとめることといたしております。

政府は、この新しい計画を、今後長期にわたる経済運営の指針とし、各界の御理解と協力のもとに、諸般の施策を進めてまいる所存でございます。

以上、最近の経済情勢と今後の経済運営について所信の一端を申し述べました。今後とも、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○島村委員長 此の際、通商産業政務次官宇野宗佑君を御紹介いたします。

○宇野政府委員 先般の改造にあたりまして政務次官に任命されました。どうかよろしくお願いいたします。(拍手)

○島村委員長 去る十六日付託になりました内閣提出、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案、同じく中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案及び同じく中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案  
プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法(昭和三十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

プラント類の輸出の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、プラント類輸出促進臨時措置法の有効期間を昭和四十六年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

理由

中小企業信用保険臨時措置法(昭和四十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることに資する中小企業の経営の安定を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、中小企業信用保険臨時措置法の有効期間を昭和四十二年六月三十日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案  
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号を次のように改める。  
六 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号。以下「助成法」という。)第三條第一項第一号から第二号まで、第三号の二又は第三号の三の規定に基づく資金の貸付けを受けた者(前各号に掲げるものを除く。)

七 助成法第三條第一項第四号の事業協同組合等であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの(中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十一号)による改正前の中小企業振興資金等助成法第三條第一項第四号の事業協同組合等であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの及び中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十七号)による改正前の中小企業近代化資金助成法第三條第四号の事業協同組合等であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたものを含む。)及び助成法第三條第一項第五号の計画組合であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの並びにその直接又は間接の構成員(前各号に掲げるものを除く。)

八 助成法第三條第二項の規定に基づく施設の譲渡し又は貸付けを受けた事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会並びにその直接又は間接の構成員(第一号から第六号までに掲げるものを除く。)

第二条に次の一項を加える。  
4 この法律において「倒産関連中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号の一に該当することについてその住所を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。  
一 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他通商産業大臣が定める事由が生じた会社又は個人であつて、通商産業大臣が指定したものに對する売却金債権その他通商産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二 取引の相手方たる事業者が事業活動の制限であつて通商産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該事業者との取引について取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

第三条の三第一項中「若しくは商工組合連合会を、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合若しくは環境衛生同業組合連合会」と、「保険については」を「(以下「近代化保険」という。)について」に改め、同条第二項中「又は」の下に「事業の共同化、」を「集団化」の下に「その他中小企業構造の高度化」を加え、同条を第三條の四とする。

第三条の二第一項中「前条第一項又は次条第一項」を「普通保険、無担保保険又は次条第一項に規定する近代化保険」に改め、同条第二項を次のように改める。  
2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険又は無担保保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金の額が五十万円(当該債務者たる中小企業者について)に特別小口保険の保険関係が成立している場合に於ては、五十万円から当該保険関係における保険額の合計額を控除した残額をこえないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

第三条の三第三項を削り、同条第四項中「前条第一項」を「第三條第一項又は前条第一項」に、「第一種保険」を「無担保保険」に、「第二種保険」を「普通保険」に、「同条第一項」を「無担保保険又は普通保険」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第三項及び第四項」を「第三條第三項及び第四項並びに前条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第三條の三とする。

九 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険又は無担保保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金の額が五十万円(当該債務者たる中小企業者について)に特別小口保険の保険関係が成立している場合に於ては、五十万円から当該保険関係における保険額の合計額を控除した残額をこえないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

十 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険又は無担保保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金の額が五十万円(当該債務者たる中小企業者について)に特別小口保険の保険関係が成立している場合に於ては、五十万円から当該保険関係における保険額の合計額を控除した残額をこえないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

第三条第一項中「百万円をこえることができな  
い保険(以下「第一種保険」という。)及びその合計  
額が一千万円を「二千五百万円」に、「二千万円」  
を「三千万円」に、「第二種保険」という。)に  
「普通保険」という。)について、「及び第六  
項並びに次条第一項を、次条第一項及び第三項  
並びに第三条の三第一項及び第二項に改め、「そ  
れぞれを削り、同条第四項中「第三条の三第二項」  
を「第三条の四第二項」に改め、同条第五項及び第  
六項を削り、同条の次に次の一条を加える。  
第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信  
用保証協会を相手方として、当該信用保証協会  
が中小企業者の金融機関からの借入れ(手形の  
割引又は給付を受けることを含む。)による債務  
の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証に  
ついて担保(保証人の保証を除く。)を提供させ  
ないものをするに限り、中小企業者一人に  
ついての保険価額の合計額が三百万円をこえる  
ことができない保険(以下「無担保保険」とい  
う。)について、保証をした借入金額の総額が  
一定の金額に達するまで、その保証につき、公  
庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立  
する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分  
の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。  
3 公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普  
通保険の契約を締結している信用保証協会が第  
一項に規定する債務の保証(次条第一項の保険  
関係が成立するものを除く。)をした場合におい  
て、当該保証をした借入金額の額が三百万円(当  
該債務者たる中小企業者についてすでに無担保  
保険の保険関係が成立している場合にあつて  
は、三百万円から当該保険関係における保険価  
額の合計額を控除した残額)をこえないとき  
は、当該保証については、無担保保険の保険関  
係が成立するものとする。  
4 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の保  
険関係に準用する。

第五條中「第三條第一項、第三條の二第一項又  
第一類第九號 商工委員會議錄第二號 昭和四十二年三月二十二日

は第三条の三第一項を普通保険、無担保保険、  
特別小口保険又は近代化保険に、「特別小口保  
険」を「無担保保険及び特別小口保険」に改め  
る。

第七條、第九條及び第十條中「第三條第一項、  
第三條の二第一項又は第三條の三第一項を普通  
保険、無担保保険、特別小口保険又は近代化保  
険」に改める。

第十一條中「第三條第一項、第三條の二第一項  
若しくは第三條の三第一項を普通保険、無担保  
保険、特別小口保険若しくは近代化保険」に改め、  
同條の次に次の三條を加える。

(倒産関連保証の特例)  
第十二條 普通保険、無担保保険又は特別小口保  
険の保険関係であつて、倒産関連保証(第三條  
第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一  
項に規定する債務の保証であつて、倒産関連中  
小企業者の経営の安定に必要な資金に係るもの  
をいう。以下同じ)を受けた倒産関連中小企業  
者に係るものについての第三條第一項、第三條  
の二第一項及び第三項並びに第三條の三第一項  
及び第二項の規定の適用については、第三條第  
一項及び第三條の二第一項中「保険価額の合計  
額が」とあるのは「倒産関連保証に係る保険関係  
の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保  
険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三條の二第  
三項中「当該保証をした」とあるのは「倒産関連  
保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保  
証をした」と、「当該債務者」とあるのは「倒産関  
連保証及びその他の保証」と、当該債務者」と  
、第三條の三第一項中「保険価額の合計額が」と  
あるのは「倒産関連保証に係る保険関係の保  
険価額の合計額」とその他の保険関係の保  
険価額の合計額とがそれぞれ」と、同條第二項中「当該  
保証をした」とあるのは「倒産関連保証及びそ  
他の保証」と、それぞれ当該保証をした」と、  
「当該債務者」とあるのは「倒産関連保証及びそ  
他の保証」と、当該債務者」とする。

第十三條 普通保険の保険関係であつて、倒産関  
連保証に係るものについての第三條第二項及び  
第五條の規定の適用については、第三條第二項  
中「百分の七十」とあり、第五條中「百分の七十  
(無担保保険及び特別小口保険にあつては、百  
分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

第十四條 普通保険、無担保保険又は特別小口保  
険の保険関係であつて、倒産関連保証に係るもの  
についての保険料の額は、第四條の規定にか  
かわらず、保険金額に年百分の二以内において  
政令で定める率を乗じて得た額とする。

附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、昭和四十二年七月一日から  
施行する。

(経過措置)  
第二條 この法律の施行前に成立している改正前  
の中小企業信用保険法(以下「旧法」という。)第  
三條第一項に規定する第一種保険及び第二種保  
険の保険関係については、なお従前の例によ  
る。

第三條 中小企業信用保険公庫(以下「公庫」とい  
う。)と改正後の中小企業信用保険法(以下「新  
法」という。)第三條第一項に規定する普通保  
険の契約を締結している信用保証協会が同項に規  
定する債務の保証をした場合において、当該債  
務者たる中小企業者について旧法第三條第一項  
に規定する第一種保険又は第二種保険の保険関  
係が成立しているときについては、同項中「一千五  
百万円」とあるのは「一千五百万円から当該中小  
企業者につきすでに成立している中小企業信用保  
険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律  
第 号)による改正前の中小企業信用保  
険法第三條第一項に規定する第一種保険及び第二  
種保険の保険価額の合計額を控除した残額」と、  
「三千万円」とあるのは「三千万円から当該組合  
又は連合会につきすでに成立している中小企業  
信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十二  
年法律第 号)による改正前の中小企業信

用保険法第三條第一項に規定する第一種保険及  
び第二種保険の保険価額の合計額を控除した残  
額」とする。

第四條 公庫と新法第三條の二第一項に規定する  
無担保保険の契約を締結している信用保証協会  
が同項に規定する債務の保証をした場合におい  
て、当該債務者たる中小企業者について旧中小  
企業信用臨時措置法(昭和四十年法律第百  
五十三號)第五條第一項に規定する無担保保  
険の保険関係が成立しているときについては、新法  
第三條の二第一項及び第三項の規定の適用につ  
いては、同條第一項及び第三項中「三百万円」と  
あるのは、「三百万円から当該中小企業者につ  
きすでに成立している旧中小企業信用臨時措  
置法(昭和四十年法律第百五十三號)第五條第  
一項に規定する無担保保険の保険価額の合計額  
を控除した残額」とする。

第五條 公庫と新法第三條の三第一項に規定する  
特別小口保険の契約を締結している信用保証協  
会が同項に規定する債務の保証をした場合にお  
いて、当該債務者たる中小企業者について旧法第  
三條第一項に規定する第一種保険若しくは第二  
種保険又は旧中小企業信用臨時措置法第五  
條第一項に規定する無担保保険の保険関係が成  
立しているときについては、新法第三條の三第一  
項の規定の適用については、同項中「又は次条  
第一項に規定する近代化保険」とあるのは、  
「次条第一項に規定する近代化保険、中小企  
業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十  
二年法律第 号)による改正前の中小企業  
信用保険法第三條第一項に規定する第一種保  
険若しくは第二種保険又は旧中小企業信用臨時  
措置法(昭和四十年法律第百五十三號)第五條  
第一項に規定する無担保保険」とする。  
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等  
に関する法律の一部改正)

第六條 激甚災害に対処するための特別の財政援  
助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十  
号)の一部を次のように改正する。

第一類第九號 商工委員會議錄第二號 昭和四十二年三月二十二日

五





ころであります。

しかしながら、中小企業者は、物的担保に乏しく、金融機関からの借り入れを困難とするものが多く、また、親企業等取引の相手方たる事業者の倒産等によって経営の安定に支障を生ずる場合も少なくない現状にあります。

このため、四十年十二月に、中小企業信用保険臨時措置法を制定し、物的担保を提供させないで行なう中小企業者の債務の保証にかかる無担保保険の制度、及び取引の相手方たる事業者の倒産等に伴い、経営の安定に支障を生じている中小企業者の経営の安定に必要な資金にかかる保証についての保険特例措置を設けた次第であります。同法は臨時立法で、昭和四十二年三月三十一日には失効することとなっております。

このため、政府といたしましては、中小企業信用補完制度を整備し、中小企業者に対する資金の融通の円滑化をはかるため、無担保保険制度及び倒産関連保証の特例措置を恒久化することとし、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を今国会に提出し、その成立を期している次第であります。前述べいたしましたように、臨時措置法は、本年三月末をもって失効することとなつていくことにかんがみまして、中小企業の信用補完に遺憾なきを期するため、中小企業信用保険臨時措置法の有効期限の延長を行なう必要があると考へ、同法を三カ月延長するものであります。

これが、この法律案を提案する理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

最後に、ただいま提案いたしました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業を取り巻くきびしい経済環境にかんがみ、昭和四十年十二月に、無担保保険の制度及び倒産関連保証の特例措置を主たる内容とする中小企業信用保険臨時措置法を制定したところであります。同法が本年三月三十一日限りで効力を失

うこととなっております。しかしながら、今後とも中小企業者の経営の安定をはかりつつ事業の振興を促進するためには、この両制度を恒久的な制度とする必要があると考える次第であります。

また、信用補完制度の拡充については、国はもとより、各地の信用保証協会においても、逐年その強化につとめておりますが、中小企業者の信用補完制度に寄せる期待はますます大なるものがあります。政府といたしまして、中小企業信用保険制度の整備拡充により、信用保証協会の保証機能を一段と強化する必要があると考える次第であります。

このような趣旨に基づきまして、今回中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。その概要は、次のとおりであります。

第一は、無担保の保証をより一そう推進するため、無担保保険制度を恒久化するとともに、その付保限度額を二百万円から三百万円に引き上げることであります。

第二は、無担保保険の恒久化及び付保限度額の引き上げに伴い、第一種保険を廃止し、もつて保険体系の整備をはかるとともに、第二種保険を普通保険と改称し、その付保限度額を中小企業者については一千万円から一千万五百万円に、中小企業者団体については二千万円から三千万円にそれぞれ引き上げ、中小企業者一人当たりの借り入れ規模の増大に対処せんとするものであります。

第三は、不測の事態に備えて倒産関連保証の特例措置を随時機動的に発動し得るよう、同措置を恒久化し、中小企業の連鎖倒産の防止等に遺憾なきを期しようとするものであります。

第四は、中小企業構造の高度化に資するため、近代化関係中小企業者の定義を拡大し、中小企業高度化資金の貸し付けを受けた者すべて及び中小企業共同工場の貸与を受けた者を近代化保険の適用対象に追加するものであります。

以上がこの法律案を提案する理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいます。

さいますようお願い申し上げます。

○島村委員長 次に、公正取引委員長から、公正取引委員会の業務概況について説明を聴取することにいたしました。北島公正取引委員長が、公正取引委員会の業務の概略につきまして、お手元に資料をお届けいたしました。そのうちおもな点につきまして御説明いたします。

まず、昭和四十一年には、本委員会で御審議いただきました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律が施行され、広島地方事務所の設置、定員三十名の増加などにより公正取引委員会事務局の機構も漸次拡充されてまいりました。

次に、独占禁止法の施行に関する業務といたしましては、まず国際契約等の届け出は、五百八十七件ののほりでしたが、企業合理化をはかるための技術契約が大部分を占めております。

会社の合併、営業譲り受け等の届け出は、それぞれ九百五十九件、二百三十八件となつており、前年に比較して届け出件数が増加しております。その内訳を見ますと、中小規模の会社が近代化合理化のために合併するケースが大部分であります。

再販価格維持制度の規制につきましては、物価対策の見地から、その運用の強化をはかることとし、まず昭和四十一年二月公正取引委員会の指定する商品のうち雑酒、キャラメル、既製えりつきワイシャツにつきましては、その指定を取り消し、写真機につきましては、その範囲を海外旅行者向け免税品のみに限定いたしました。また、再販価格維持契約の実施状況を的確に把握するための昭和四十一年七月、再販価格維持契約の届出に関する規則の一部改正を行ないました。

さらに、再販価格維持行為に対する規制を強化するために、立法措置によることを適当と認め、目下検討中でありまして、成案を得次第御審

議を仰ぐ予定であります。

なお、昭和四十一年における再販価格維持契約の成立届けは三十件、累計百三十九件であり、また新たに契約を実施した製造事業者は二十二社となつており、十二月末現在八十三社が契約を実施しております。

次に、昭和四十一年は、その前半においては前年に引き続き不況カルテルの申請が多く、軸受鋼をはじめ十三品目につきまして不況カルテルを認めいたしました。公正取引委員会といたしましては、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害さないよう特に慎重な検討を加えた上、必要最小限度の範囲に限り認可をいたしました。

その後、景気の回復に伴い、不況カルテルも漸次廃止され、昭和四十一年十二月末現在では精製糖、外装用ライナー及び綿スフの三品目を残すのみとなりました。本年二月末には精製糖が期限切れとなり、三月六日には綿スフが期間の途中でカルテルを廃止し、残る外装用ライナーも三月末をもって終了する予定であります。

合理化カルテルにつきましては、自動車タイヤなど五品目につきまして、いずれも実施期間の延長を認可いたしました。

不公正取引方法に関する業務といたしましては、不当な歩積み兩建て預金につきまして、昭和四十一年五月末及び十一月末の二回にわたり、貸し出し先の中小企業者を対象として、その実態を把握するためアンケート調査を実施いたしました。が、五月末現在においては、従前に比し相当改善のあとがうかがわれるものの、まだ十分満足すべき状態ではなく、また十一月末の結果につきましても、ただいま集計中でありまして、追って御報告できるものと考えております。公正取引委員会といたしましては、調査の結果を慎重に検討するとともに、大蔵省の行政指導の成果をも勘案した上、適切な措置をとってまいりたいと考えております。

次に、独占禁止法違反被疑事件につきましては、昭和四十一年中に百八十一件につきまして審査を

行ない、そのうち法的措置をとったものは、審判開始決定六件、勧告二十件、審決十七件となっており、セメント、カラーテレビ、プロパンガス等の価格協定事件、粉ミルク等の再販価格維持事件などがおもなものであります。

次に、下請代金支払遅延等防止法の施行に関する業務といたしましては、昭和四十一年中に下請代金の支払状況を中心に二千八百十五の親事業所の調査を行ない、そのうち千件につきまして法第七条の規定に基づく勧告を行ない、二百六十七件につきまして行政指導による事態の改善措置をとりました。

また、手形期限の短縮を促進するため、主要業種ごとに標準的な手形期限を設け、関係団体の協力を得て、その周知徹底をはかりました。

不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する業務といたしましては、同法第三条に基づき、即席めん類業における景品類の提供に関する事項の制限を告示し、また不当な景品類の提供を行なった販売業者五名及び不当な表示を行なった宅地建物取引業者十五名に対して排除命令を行ないました。そのほか観光みやげ品製造業並びに販売業、即席めん類製造業、写真機類卸売業につきまして公正競争規約を認定いたしました。

また、同法の運用に資するため、消費者モニターを選定し、景品つき販売、不当表示等についての意見を求め、これを公正取引委員会の行なう消費者行政に反映させるようにいたしました。

このほか、昭和四十一年における経済実態の調査といたしましては、企業間信用調査、鉄鋼業の系列化による生産集中の実態調査、管理価格の調査等がおもなものであります。

最後に、昭和四十二年の公正取引委員会の予算案でございますが、本国会にお願いいたしております公正取引委員会関係の予算は、総額三億五千八百六十七万円であります。昭和四十一年度と比較いたしまして五千二百六十三万八千円の増額となっております。高松地方事務所の新設、事務局定員二十九名の増員がおもな内容となっております。

す。機構、定員の拡充につきましては、独占禁止法の一部改正案を今国会にお願いいたしますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

今後、公正取引委員会の業務は、従来にも増して繁忙の度を加えるとともに重要性を増すものと考えられますが、皆さま方各位の御支援を得まして重責を果たしたいと思っておりますので、どうぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願いいたします。

○島村委員長 次に、土地調整委員会委員長から、土地調整委員会の事務処理の概要について説明を聴取することになります。黒河内土地調整委員会委員長。

○黒河内政府委員 御指示によりまして、ただいまから土地調整委員会が昭和四十一年中に行ないました所掌事務の処理の概要を説明するにあたり、当委員会の所掌事務の概要について簡単に申し上げます。

第一は、鉱区禁止地域の指定等でありまして、各省大臣または都道府県知事の請求に基づき、聴聞会を開いて一般の意見を求め、利害関係人を審問し、当該地域の鉱物の掘採と、一般公益または農業、林業もしくはその他の産業と対比して、鉱区禁止地域の指定またはその解除を行なうのであります。その指定の場合、鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになっていると認めるとき、その鉱業権の取り消し等を通商産業局長に対し勧告いたします。

第二は、鉱業権または採石権の設定等及び鉱業または採石業のための土地の使用、取用またはその他利用に関する異議の裁定でありまして、鉱業法、採石法、森林法、農地法、海岸法、自然公園法、地すべり等防止法及び河川法に規定する特定の行政処分に対する不服に関し、鉱業、採石業及び砂利採取業と、一般公益または農業、林業その他の産業との調整をはかるため、行政不服審査及び行政事件訴訟の特例として、特に当委員会が、

公開審理等準司法的な手続により、異議の裁定を行なうのであります。当委員会の裁定または裁定申請の却下の決定に対して不服のある場合に、初めて当委員会を被告として、直接東京高等裁判所に訴えを提起することとなっております。

第三は、土地取用等の不服審査等に関する意見でありまして、土地取用法及び森林法に規定する事業認定、取用裁決等の行政処分に対する行政不服審査等に関し、主務大臣があらかじめ当委員会の意見を求め、これに対し回答を行なうのであります。

第四は、その他の事務で、以上三種に属しない各種の法律に規定されている事務等がございます。次に、以上の各種類ごとに事務処理の概要を簡単に申し上げます。

第一に、鉱区禁止地域指定等でございますが、昭和四十一年中に当委員会で処理手続を進めましたものは十一件で、いずれも鉱区禁止地域の指定請求事案であり、その解除の請求はありませんでした。その十一件のうち七件は前年から係属中のもので、四件が昭和四十一年新たに請求のあったものであります。

個々の事案について申し上げることを省略して総括的に申し上げますと、その請求理由は、ダム関係のものが八件で大部分を占めており、その他は、景観、温泉、水道水源、ワサビ田、漁業等の保護に関するものであります。請求者別に見ますと、建設大臣五件、農林大臣一件、都道府県知事五件でありまして、請求面積は最小のものでも百二十四・五ヘクタール、最大のものは二万六千ヘクタールにのぼり広大であります。

これら地域の各部にわたって、具体的に地形、地質、鉱床及びその他各般の関係を調査、検討し、決定をするには、時日を要するのであり、ことにダム関係には、往々計画の確定を待つ必要とか、用地取得または補償交渉等の推移に応じて措置を進める必要等により、当委員会の処理手続を進めがたい場合もあって、処理を了したものは

五件で、六件は目下審議中でありまして。なお、その指定に際し、通商産業局長に対して、鉱業権の取り消し等の勧告を行なった事案はありませんでした。

第二に異議の裁定であります。昭和四十一年中当委員会に係属した事案は四件で、そのうち一件は昭和四十一年新たに係属したものであります。

これら事案のうち、二件は通商産業局長の処分により、一件は建設大臣の処分、他の一件は河川管理者である東京都知事の処分について、それぞれ取り消しを求めたものであります。そのうち一件については請求の理由なしとして棄却の裁定をいたしました。他の三件は、申請人が審理の保留を求めるとの事情もあり、目下継続審理中であります。

第三に、土地取用等の不服審査等に関する意見であります。昭和四十一年中に当委員会で処理手続を進めたものは十三件で、いずれも建設大臣が意見を求めてきたもので、そのうち七件は昭和四十一年の新たな事案で、他の六件は前年から係属中のものであります。

これ等の事案の個々について申し上げますことは省略して、総括的に申し上げますと、道路関係七件、地方鉄道関係二件、空港関係一件、合計十件が交通関係で、その他三件となっており、その過半数は東京都と大阪府に集中しております。これら事案の大部分は、取用委員会の取用裁決を不服とするもので九件を数え、事業認定等の不服に関するものは四件であります。しかし、取用裁決に関するものも同時に実質的には事業認定に対する不服をも包含しているものが相当あり、昭和四十一年新たに意見を求められた事案には、取用の時期について争っているものが三件もありました。これら事案のうちには、裁決書及び弁明書等のみでは事案の解明、適切な意見の決定が困難であり、さらに資料の収集、現地調査等を要するものが相当あります。



り、一件は審議中取り下げがあつて処理済みとなりましたが、自余の六件については引き続き検討中であります。

第四に、その他の事務でございますが、首都圏近郊緑地保全法の制定及び土地収用法等の一部改正法律案並びに公害基本法案等について、当委員会関係の法令の改廃、制定等に関連して必要な措置をとりました。その他については、この際特に申し上げべきものはありませんでした。

以上をもちまして、当委員会の昭和四十一年中の事務処理の概要を申し述べた次第であります。なお、土地調整委員会設置法に定められた所掌事務処理状況の報告書を目下印刷中であり、でき次第所定の手続を経てお手元にお届けいたしますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○島村委員長 この際、昭和四十二年通商産業省関係予算について説明を聴取することにいたしました。通商産業大臣官房長大慈彌壽久君。

○大慈彌壽政府委員 昭和四十二年の通商産業省関係の要求予算について御説明申し上げます。お手元にお届けしてございます昭和四十二年一般会計予算要求重要事項表に即して説明をさせていただきますが、予算要求の総額は前年度を約三百二十三億円上回ります千二百二十五億四千六百万円となっております。

第一の産業構造改善の促進関係でございますが、四十二年要求額は前年度を七％上回ります二十三億二千二百万円でございます。特に重要なものとしていたしましては、繊維工業の構造改善関係でございます。転産業者の設備の買収費、織物業の産地の構造改革事業費等の予算計上が行なわれております。また、鉱業につきましては、探鉱促進が体質強化のきめ手であることにかんがみまして、金属鉱床の広域調査費以下が増額をされております。

第二の中小企業対策の画期的拡充強化でございますが、まず、中小企業振興事業団の事業運営費

といたしまして百七億九千七百万円の要求がございます。中小企業高度化資金融通特別会計は、振興事業団の創設に伴い廃止することとなっておりますが、事業団創設までの必要資金としまして十億円が計上されております。中小企業指導費以下中小企業対策費はごらんのとおりでございますが、中小企業対策費は合計で二百四十億四千万円、ほかに中小企業信用保険公庫の出資といたしまして九十五億円が大蔵省に計上されております。

第三の技術開発力の培養と技術的最先端産業の振興でございますが、大型工業技術研究開発費、いわゆる大型プロジェクトでございますが、これに二十七億四千万円、前年度に比較して大幅な増額を試みてございます。それから三ページに移りまして、特許行政の強化を引き続き行なうため、二十億三千万円、それから日本航空機製造株式会社社が製造いたしますYS11の量産対策費といたしまして五億が計上されてございます。

それから第四の貿易振興と発展途上国に対する経済協力の推進であります。日本貿易振興会事業費補助四十三億一千七百万円、それから開港輸入促進事業費としまして三億九百万円がござります。さらに、新しい貿易に関する人材を養成するため貿易大学校を設立する予定でございますが、貿易大学校への交付金として一億が要求計上されております。さらに、万国博覧会開催準備費といたしまして五十三億六千九百万円がござります。開港準備を積極的に進めたいことになっております。貿易振興と経済協力の予算は合計百三十五億百万円でございます。

第五の産業立地の適正化と立地環境の整備でございますが、工業立地適正化対策費といたしましては、今年度は調査費にとどまらして三千万の計上でございます。それから工業用水道事業費といたしましては六十一億八千六百万計上いたしてござります。工業用水道事業の拡充をもくろんでござります。それから、産業公害対策費は一億四百万円でございます。立地関係につきましては合計

六十四億五千三百万円が計上されております。

第六の総合エネルギー政策の推進でございますが、まず、石炭につきまして、抜本的施策を推進するものとして、新しく石炭対策特別会計が設置されることになっております。石炭関係の予算要求は、四百二十一億六千万円でございます。炭層探査及び坑道掘進費、それから元利均等償還補給金、安定補給金、石炭増加引取交付金等というような項目が計上されております。

次のページにまいりまして、鉱山保安関係は四億五千万円、特に鉱山保安センターの建設費が含まれております。それから、石油及び電力につきましてはごらんのとおりでございますが、エネルギー関係合計しまして四百三十九億七千万円、前年度に比較して倍増以上ということになります。

それから、第七は流通消費者行政の拡充であります。物価の安定に資するため、流通機構の合理化と商品テストの充実、モニター制度の強化、そういう項目を含みまして、またLPGの保安及び生産流通対策費が含まれてございますが、合計九千六百万円でございます。

その他の項目も含めまして、通商産業省関係は全部で千二百二十五億四千六百万円、そのうち石炭対策特別会計への移行分が四百二十三億九千八百万円でございますので、一般会計としましては七百一億四千八百万ということになります。何ぶんよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、通商産業省関係の財政投融资計画について、あらましかけ申し上げたい。四十二年の通商産業省関係の財政投融资計画は七百三十五億円で、前年比二三％強の増加となっております。輸出振興、中小企業対策等に大幅の伸びが予定されております。お手元の資料中最初の日本輸出入銀行でございますが、運用規模は三千億円ということになってござりますが、四十二年当初計画に比較いたしますと二八％ちょっとの増加ということになってござります。資金コストの上昇を抑えるために出資四百三十億円が予定を

されております。

次に、中小企業金融三機関がござりますが、融資規模といたしましては、全部で前年度の一八％増というのを見込んでござりますが、所要資金の確保をはかることにしております。

次のページは日本開発銀行でございますが、日本開発銀行につきましては予算の伸びはあまり大きく見られませんが、電子計算機株式会社に対する特利の適用であるとか、あるいは産業構造改善金融ワタの拡充であるとか、重点的な施行を考慮しております。

第六の電源開発株式会社以下は、一般会計のほうとも多少重複いたしますので省略いたします。四ページのページにまいります。

十六の過剰紡機一括処理特別金融措置、これは與長銀債引き受けによりまして四十八億円の融資をしております。これは過剰紡機の買い上げ廃棄をいたします場合に、買い上げ資金は残業者から長期分割で納付することになります。そのつなぎ資金といたしまして四十八億円、こういうことでございます。

それから、次の中小企業振興事業団でございますが、事業規模は百七十八億、公券借入金等が五十八億ござります。一般会計等からの出資分というのが自己資金といたしまして百二十億円、こういうことでございます。

それから、十八は石油開発公団でございますが、前年度石油資源開発株式会社についておりました二十億の倍に当たります四十億を財政出資をいたしまして、在外探鉱事業の飛躍的な発展をいたそう、こういうことでございます。

たいへん簡単で、ほんのあらましかけでございますが、以上、予算関係とそれから財政投融资計画の説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○島村委員長 次に、昭和四十二年度経済企画庁関係予算につきまして説明を聴取することにいた

○鳩山政府委員 お手元にお届けいたしました資料によりまして、昭和四十二年度経済企画庁予算要求及び財政投融资計画につきまして御説明申し上げます。

昭和四十二年度の経済企画庁予定経費要求額は三百十七億四千四百七十四万一千円でございまして、前年度予算額二百六十六億一千六百六十三万九千円に比較いたしますと、五十一億三千三百三十九万二千円の増加となっております。このうち、行政部費の要求額は二十七億八百三十二万二千円でございまして、前年度予算額二十二億二千九百五十七万一千円に比較いたしますと、四億七千八百七十五万一千円の増額となっております。これに對しまして、公共事業費の要求額は二百九十億三千六百四十一万九千円でございまして、前年度予算額二百四十三億八千二百六十八千円に比較いたしますと、四十六億五千四百三十五万一千円の増額となっております。

まず、行政部費の増加額のうち、おもな施策といたしましては、第一に、物価安定対策及び消費者行政をより強力に推進するため、新たに物価安定推進会議の開催及び地方公共団体の消費者行政を円滑に実施するための地方公共団体に対する補助金等四千五百万円を計上しております。

第二に、最近の地域経済社会の動向に對処し、地域開発対策を強化拡充するため、全国総合開発計画の策定、地域開発制度調査、離島振興の助成、豪雪山村地帯における総合センターの建設などに関する新規経費八千五百万円を含みます国土総合開発関係の経費といたしまして二億八千二百万円を計上しております。また、国土調査及び水資源開発経費、水質保全調査の強化促進をはかるための経費を前年度より二億三千三百万円増額いたしまして、十三億四百万円を計上いたしております。

次に、公共事業費のおもな増加内容について申し上げます。

第一に、国土総合開発事業調整費及び地域開発

計画調査調整費の要求額は、両者を合わせて五十九億円でございまして、前年度予算額に比較いたしますと、七億円の増額となっております。

第二に、離島振興事業費の要求額は百三十六億四千五百九十三万六千円でございまして、前年度予算額に比較いたしますと、二十二億三千七百五十六万八千円の増額でございまして、離島と本土との格差を是正するため、災害復旧等を除いた全国公共事業費の伸び率一七%に對しまして、約二〇%の伸びと相なっております。

第三に、水資源開発事業費の要求額は九十四億九千四百八十八万三千円でございまして、前年度予算額に比較いたしますと、十七億一千六百七十八万三千円の増額となっております。

この内容は、水資源開発公団が、利根川水系及び淀川水系における既着工の継続事業を既定計画どおり実施いたしますほか、新たに筑後川、木曾川及び吉野川の三水系におきます建設事業を同公団が施行いたしますものでございまして、最後に、当庁関係の財政投融资計画につきまして御説明申し上げます。

まず、海外経済協力基金につきましては、わが国の対外経済協力政策の活発に伴い、海外経済協力基金の業務は最近急激にその業績を高めつつありまして、四十二年度は韓国、台湾等への直接借款が増加いたしますので、一般会計からの出資金九十億円のほか、同額の財政融資を計上して所要原資の確保をはかっております。

次に、東北開発株式会社につきましては、四十二年度におきましても、前年度に引き続き会社の再建をはかることに重点を置くことといたしております。また、事業資金の総額は三十六億五千万円といたし、産業投資特別会計からの出資金十六億円と公募債等二十億五千万円を計上しております。

次に、水資源開発公団につきましては、その事業の拡大に伴い、総事業費は、前年度の二百五十四億円から、四十二年度は四十七億円増の三百一億円を確保することとしております。

また、北海道東北開発公庫につきましては、北

昭和四十二年三月二十七日印刷

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局

海道及び東北地方における産業の振興開発を一そ  
う促進するため、運用資金は前年度の三百八十五  
億円に對しまして、四十二年度は十五億円増の四  
百億円を確保することといたしてあります。

午後二時十五分散会

○島村委員長 次会は明後二十四日午前十時三十  
分から委員会を開会することとし、本日はこれを  
もって散会いたします。